

# 減損会計基準がリース会計に与える影響（3）

## Effect of Leases by Impairment Accounting Standards (3)

吉田 勝弘

Katsuhiko Yoshida

### 目 次

- I. はじめに
  - 1. 第一論文の要約
  - 2. 第二論文の要約
  - 3. 問題の所在
- II. 所有権移転FL取引の減損会計処理
- III. 所有権移転外FL取引の減損会計処理
  - 1. 利子率上昇時
  - 2. 利子率下落時
- IV. オフバランス問題と所有権移転外FL取引の終焉
- V. おわりに

### I. はじめに

本論文は、拙稿「減損会計基準がリース会計に与える影響（1）」（『旭川大学紀要』第57・58合併号、2004年12月）および「同（2）」（『同紀要』第59号、2005年6月）の続編であり、各先行論文の結論として位置づけられる。以下、前者「減損会計基準がリース会計に与える影響（1）」を第一論文、後者「同（2）」を第二論文という。

#### 1. 第一論文の要約

リース取引は、オペレーティングリース取引（以下、OL取引と言う）とファイナンスリース取引（以下、FL取引と言う）とに分類される。OL取引は賃貸借処理でありリース資産とリース負債がオフバランスになるのに対して、FL取引は資本化処理であり、それらがオンバランスになる。リース取引をOL取引とFL取引に分類する方法は、アメリカ会計基準<sup>(1)</sup>、国際会計基準<sup>(2)</sup>、わが国のリース会計基準<sup>(3)</sup>の三者で異なる。

アメリカ会計基準においては、レシーの立場から①所有権移転条項、②割安購入選択権付条項、③経済耐用年数75%条項、④現在価値90%条項のうち、いずれか一つに該当する場合には、FL取

引と判定されオンバランスになる。いずれにも該当しない場合にはOL取引と判定されオフバランスとなる。

国際会計基準においては、レシー、レサーを問わず、①所有権移転条項、②割安購入選択権付条項、③経済耐用年数条項、④現在価値条項、⑤特別仕様条項のうち、いずれか一つに該当する場合には、FL取引と判定されオンバランスになる。いずれにも該当しない場合にはOL取引と判定されオフバランスとなる。

わが国のリース会計基準の場合は、ノンキャンセラブルかつフルペイアウトのリース取引がFL取引と判定され、これは「原則的に」オンバランスになる。FL取引以外のリース取引がOL取引と判定されオフバランスとなる。

ここで「原則的に」という理由は、所有権移転条項、割安購入選択権付条項、特別仕様条項のうち、いずれかに該当する場合には、リース物件の所有権が移転するFL取引（以下、所有権移転FL取引と言う）と判定されオンバランスが強制されるのに対して、経済耐用年数75%条項、現在価値90%条項のいずれかに該当する場合には、リース物件の所有権が移転しないFL取引（以下、所有権移転外FL取引と言う）と判定されオフバランスが容認されているからである。つまり、「原則的に」オンバランスであるFL取引であっても、リース物件の所有権が移転するか移転しないかによって、言い換えれば所有権移転FL取引か所有権移転外FL取引かによって、異なる会計処理が許されており、前者の場合はオンバランスになり、後者の場合はオフバランスになるのである。

したがって、図表1に示すように、アメリカ会計基準および国際会計基準ではリース取引をOL取引とFL取引の二つに分類するのに対し、わが国のリース会計基準はこれをOL取引と所有権移転外FL取引と所有権移転FL取引の三つに分類するのである。また、その分類基準の構造は、図表2に示すように、アメリカ会計基準と国際会計基準は一段階であるのに対し、わが国のリース会計基準は二段階となっている。さらに、アメリカ会計基準における経済耐用年数75%条項と現在価値90%条項はオンバランスになるリース取引を抽出するために機能しているのに対し、わが国のリース会計基準における経済耐用年数75%条項と現在価値90%条項は、オフバランスになるリース取引を抽出するために機能している。つまり、同一の判定条項が反対に機能しているのである。これが、わが国特有の所有権移転外FL取引を生み出す原因となっている。

図表1 リース取引の分類と情報開示

アメリカ会計基準・国際会計基準	わが国のリース会計基準
OL取引 (オフバランス)	OL取引 (オフバランス)
FL取引 (オンバランス)	所有権移転外FL取引 (オフバランス可)
	所有権移転FL取引 (オンバランス)

図表2 アメリカ会計基準、国際会計基準、わが国のリース会計基準の構造

アメリカ会計基準	国際会計基準	わが国のリース会計基準
<b>第一段階</b>	<b>第一段階</b>	<b>第一段階 (原則)</b>
所有権移転条項 or 割安購入選択権付条項 or 経済耐用年数75%条項 or 現在価値90%条項	所有権移転条項 or 割安購入選択権付条項 or 経済耐用年数条項 or 現在価値条項 or 特別仕様条項	ノンキャンセラブル and フルペイアウト 非該当→OL取引 賃貸借処理 オフバランス
非該当→OL取引 賃貸借処理 オフバランス	非該当→OL取引 賃貸借処理 オフバランス	該当→FL取引 「原則的に」資本化処理 オンバランス
該当→FL取引 資本化処理 オンバランス	該当→FL取引 資本化処理 オンバランス	<b>第二段階 (例外)</b>
		所有権移転条項 or 割安購入選択権付条項 or 特別仕様条項 該当→所有権移転FL取引 資本化処理 オンバランス
		経済耐用年数75%条項 or 現在価値90%条項 該当→所有権移転外FL取引 賃貸借処理可 オフバランス

図表3 所有権移転外FL取引の会計処理

	連 結		個 別	
	企業数	構成比	企業数	構成比
資本化処理	3	0.3	2	0.2
賃貸借処理	1,048	99.7	1,264	99.8
合 計	1,051社	100.0%	1,266社	100.0%

出所) 社団法人リース事業協会『月刊リース』2003年1月号、5頁より引用作成。

わが国のリース会計基準は、わが国特有の所有権移転外FL取引にオフバランスを容認しているため、FL取引のオフバランス化が誘発され、わが国のリース会計は、図表3に示すように、所有権移転外FL取引の資本化処理(オンバランス)はほとんど存在しないのが実態である。このように、わが国特有の所有権移転外FL取引は、OL取引と同様にリース資産もリース負債もBS本体には計上されない。しかし、このリース取引は所有権が移転しないと言えども、「原則的に」FL取引であるから、オンバランスと同等のリース取引に関する会計情報を注記に開示することが義務づけられている。

所有権移転FL取引におけるリース負債相当額(=リース資産相当額)の算定方法は、リース会

社のリース物件購入価額が明らかな場合はこの金額をもってあてるが、一般的にレシーは知り得ない。そこでリース物件購入価額が不明の場合は、リース物件の見積現金購入価額と支払リース料総額の現在価値とを比較し低い方の金額をもってあてる。リース物件が償却性資産の場合は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同様の方法により減価償却を行い、耐用年数は経済的使用可能期間とする。費用計上は、支払リース料総額からリース負債相当額を控除した支払利息相当額と、リース資産相当額を取得原価として計算される減価償却費相当額である。

所有権移転外FL取引におけるリース物件の取得原価相当額の算定方法は、リース会社のリース物件購入価額が明らかな場合は、この金額と支払リース料総額の現在価値とを比較し低い方の金額をもってあてるが、一般的にはリース物件購入価額は知り得ない。そこでリース物件購入価額が不明の場合は、リース物件の見積現金購入価額と支払リース料総額の現在価値とを比較し低い方の金額をもってあてる。リース物件が償却性資産の場合は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同様の方法により減価償却を行うが、耐用年数にはリース期間が使用され、残存価額はゼロとする。レシー側で残存価額がゼロになる理由は、所有権が移転しないので、レサー側に残存価額が発生するためである。注記への費用記載事項は、当期の支払リース料（これはPLにも計上する）、当期の減価償却費相当額、当期の支払利息相当額である。

所有権移転外FL取引はリース物件の取得原価相当額をベースに、以下に示すような一般様式の注記を付すことになる。この注記は、重要性の判断から、〔未経過リース料期末残高/(未経過リース料期末残高+有形固定資産期末残高) < 10%〕であれば簡略様式が許され、かかる数値が10%以下の企業の割合は、所有権移転外FL取引を行っている企業全体の80%以上に達している<sup>(4)</sup>。したがって、リース取引を利用しているほとんどの企業が、所有権移転外FL取引となり、その会計処理はオフバランスであり、その注記は次ページに示す簡略様式である。

#### 所有権移転外FL取引の注記（一般様式）

- a. リース物件の取得原価相当額（＝リース負債相当額）、減価償却累計額相当額および期末残高相当額  

$$\text{取得原価相当額} \times \times \times \quad \text{減価償却累計額相当額} \times \times \times \quad \text{期末残高相当額} \times \times \times$$
- b. 未経過リース料（未経過リース負債元本返済額）の期末残高相当額  

$$\text{未経過リース料期末残高相当額} \quad (1 \text{年以内} \times \times \times \quad 1 \text{年超} \times \times \times \quad \text{合計} \times \times \times)$$
- c. 当期の支払リース料、当期の減価償却費相当額および支払利息相当額  

$$\text{支払リース料} \times \times \times \quad \text{減価償却費相当額} \times \times \times \quad \text{支払利息相当額} \times \times \times$$
- d. 減価償却費相当額および支払利息相当額の算定方法  
 減価償却費相当額の算定方法は、〇〇〇法によっている。支払利息相当額の算定方法は、支払リース料総額とリース物件の取得原価相当額（＝リース負債相当額）との差額を支払利息相当額総額とし、各期への配分方法については利息法によっている。

## 所有権移転外FL取引の注記(簡略様式)

リース物件の取得原価相当額(=支払リース料総額) × × ×

リース物件の減価償却累計額相当額 × × ×

リース物件の期末残高相当額 × × ×

・ 未経過リース料の期末残高相当額(=未経過支払リース料残高) × × ×

・ うち1年以内の金額 × × ×

当期の支払リース料 × × ×

減価償却費相当額の算定方法は、〇〇〇法によっている。支払利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっている。

一般様式の注記の「リース物件の取得原価相当額」はリース負債相当額をもってあてて、簡略様式の注記は「リース物件の取得原価相当額」は支払リース料総額をもってあてて。

## 2. 第二論文の要約

バブル経済崩壊後、グローバル・スタンダード化と財務透明性の向上から、評価損や簿外債務をいかにして財務諸表に記載するかが会計問題となった。前払年金費用の会計基準や繰延税金資産の会計基準や金融商品の会計基準が次々と整備され、それらが一段落した1999年10月以降、企業会計審議会において、固定資産の会計処理をめぐる問題が審議された。これを受けて固定資産の減損会計基準が公表された<sup>(5)</sup>。

わが国の減損会計は、①減損の対象の絞り込み(すべての固定資産が対象。ただし、金融資産、繰延税金資産、前払年金費用、汎用ソフトウェアは、各会計基準の減損処理に従う)、②資産のグルーピング(実質的には管理会計上の区分)、③減損の兆候の確認(継続的な赤字、使用範囲・使用方法の変更、経営環境の悪化、資産価値の下落)、④減損損失の認識(帳簿価額>割引前将来キャッシュフロー総額)、⑤減損損失の測定(帳簿価額-回収可能価額)の手順で進める。

所有権移転FL取引は、リース物件がオンバランスになっているため、一般の固定資産の減損会計と同様の会計処理が適用される。リース資産に減損の兆候がある場合は、リース物件を使用することによって生み出される割引前の将来キャッシュフロー(以下、将来CFと言う)の総額がリース資産の帳簿価額を下回るときには、当該リース資産に減損損失が発生していると認識する。減損損失を認識されたリース資産は、帳簿価額を回収可能価額(割引後将来CF総額と正味売却価額とを比較して大きい方の金額)まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の特別損失にする。

回収可能価額まで減額されたリース資産が償却性資産であれば、減損処理の結果の新簿価をもって減価償却されるので、長期的に見れば、減損損失の金額はその後の減価償却費総額でもって解消される。しかし、非償却性資産の土地は解消されることなく減損損失のみが費用計上される。いず

れにしても所有権移転F L取引の減損会計は、図表4に示すように、一般の固定資産と同様に「資産減額処理」の手続きをとる。

所有権移転外F L取引は、リース資産に発生した減損損失は負債として計上することになる<sup>(6)</sup>。リース物件がオフバランスになっているため、減損すべき対象資産がB S上に存在しない。このため、わが国の減損会計基準では、図表5に示すように、減損損失に相当する金額を負債に計上（引当計上）することで、貸借差額を生ぜしめ、B S上に減損損失を発生させるという苦肉の会計処理を提示している。この負債の勘定科目としては「リース資産減損勘定」を使用することになっている<sup>(7)</sup>。このように、所有権移転外F L取引の減損会計は「負債増額処理」の手続きをとる。

図表4 所有権移転F L取引（オンバランス）の減損処理のイメージ

減損前のB S		減損後のB S	
一般の資産 100	一般の負債 100	一般の資産 100	一般の負債 100
リース資産 60	リース負債 60	リース資産 30 ----- 減損損失 30	リース負債 60

資本化処理の減損会計（資産減額処理）

図表5 所有権移転外F L取引（オフバランス）の減損処理のイメージ

減損前のB S		減損後のB S	
一般の資産 100	一般の負債 100	一般の資産 100	一般の負債 100
		減損損失 30	リース資産減損勘定 30

賃貸借処理の減損会計（負債増額処理）

オフバランスの所有権移転外F L取引は、オンバランスの所有権移転F L取引の減損処理の場合とは異なり、減損処理後も新簿価をB S本体に計上しないため、減損損失を減価償却費でもって解消することができない。このため、減損会計基準は、リース契約の残存期間にわたり定期的に減損損失を取崩す方法として、この金額だけ各事業年度の支払リース料を減額することで解消するとし

ている<sup>(8)</sup>。

減損損失を解消できるか解消できないかについては、減損対象資産が償却性資産の場合、所有権移転F L取引は新簿価をベースにした減価償却費で解消でき、また所有権移転外F L取引も減損後の支払リース料で解消できるので両者は整合する。しかし、減損対象資産が非償却性資産である土地の場合、所有権移転F L取引は解消できないのに対して、所有権移転外F L取引は支払リース料で解消できるという不整合性を残すこととなる。

### 3. 問題の所在

減損損失は、取得原価にもとづく帳簿価額と回収可能価額との差額として測定される。この点は、一般の固定資産の減損処理も、オンバランスになっている所有権移転F L取引の減損処理も同じである。つまり、減損会計のスタートとなる帳簿価額は取得原価をベースにした金額であり、このスタートとなる帳簿価額それ自体を変動させることはないのである。

これに対して、所有権移転外F L取引は、そもそもリース物件がオフバランスになっており、減損すべき対象がBS上に存在しない。そこで、減損会計を適用するにあたり、所有権移転外F L取引は、所有権移転F L取引と均衡をとるため何らかの方法でリース資産の帳簿価額を算出しなければならない。この点について、わが国の減損会計基準は「賃貸借処理を採用している場合のファイナンス・リース取引に係るリース資産又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するに当たっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価額とみなして本基準を適用することとした」<sup>(9)</sup>としている。

つまり、所有権移転F L取引は回収可能価額が帳簿価額（未償却残高）を下回ったときにその差額が減損損失になるのに対して、所有権移転外F L取引の場合は、回収可能価額が未経過リース料の現在価値（未経過のリース取引に係る支払利息相当額を控除した金額）を下回ったときにその差額が減損損失になる。

所有権移転外F L取引は、リース資産をBSに計上されてはいないが、注記においてリース物件

#### 所有権移転外F L取引の注記（一般様式）

リース物件の取得原価相当額（＝リース負債相当額） × × ×  
 リース物件の減価償却累計額相当額 × × ×  
 リース物件の期末残高相当額 × × ×

#### 所有権移転外F L取引の注記（簡略様式）

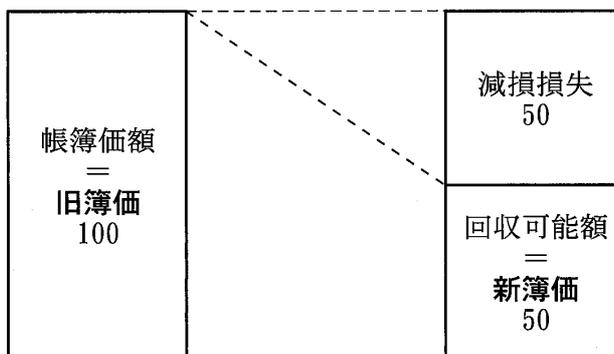
リース物件の取得原価相当額（＝支払リース料総額） × × ×  
 リース物件の減価償却累計額相当額 × × ×  
 リース物件の期末残高相当額 × × ×

の情報が記載されている。前ページに示すごとく、一般様式の注記では、リース資産の現在価値が「リース物件の取得原価相当額」として記載され、この取得原価相当額をベースに減価償却が行われ、「リース物件の期末残高相当額」が算定され記載されている。また、リース物件の重要性が低い場合に認められる簡略様式の注記では、支払リース料総額が「リース物件の取得原価相当額」として記載され、この取得原価相当額をベースに減価償却が行われ、「リース物件の期末残高相当額」が算定され記載されている。いずれにしても、「リース物件の取得原価相当額」の記載があり、これをベースに「リース物件の期末残高相当額」つまり帳簿価額が算定され記載されている。

このように、リース取引の開始時に測定されたリース物件の取得原価相当額と、リース物件の期末残高相当額つまり帳簿価額が計算されているにもかかわらず、減損会計基準は、これらの数値を無視して、「当該リース資産の未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価額とみなして」減損処理を行うこととしている。これは、リース資産算定の基礎であるリース負債の再測定、すなわち負債計算にフレッシュ・スタート法<sup>(10)</sup>を導入したものである。

所有権移転FL取引の減損損失は、図表6に示すように、リース資産をベースにした帳簿価額（以下、旧簿価と言う）と回収可能価額（以下、新簿価と言う。減損処理後この金額をベースに減価償却計算が行われるためである）との差額として測定される。旧簿価100と新簿価50との差額50が減損損失となる。

図表6 所有権移転FL取引（オンバランス）の減損会計のイメージ

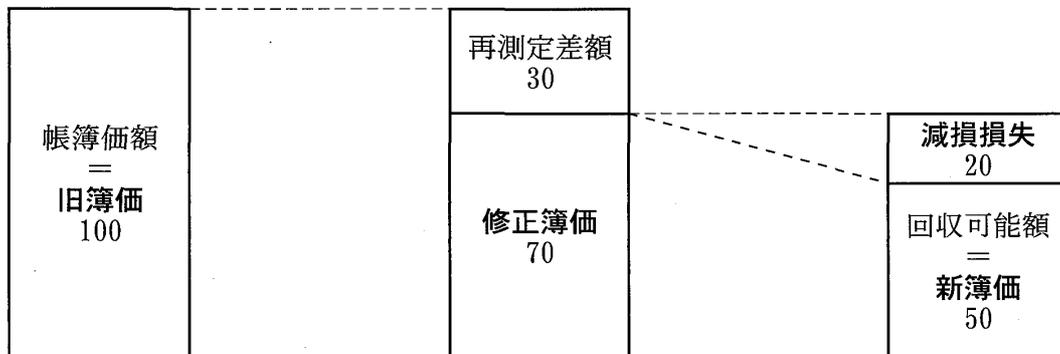


これに対して、所有権移転外FL取引の減損損失は、図表7と図表8に示すように、注記に記載されている旧簿価は無視され、未経過リース料の現在価値（以下、修正簿価と言う）と回収可能価額である新簿価との差額として測定される<sup>(11)</sup>。未経過リース料の現在価値を算定する時の利子率について、減損会計基準では「リース契約時点の貸手の計算利子率や借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率のほか、減損処理を検討する時点の当該利率を用いることができる<sup>(12)</sup>」となっている。

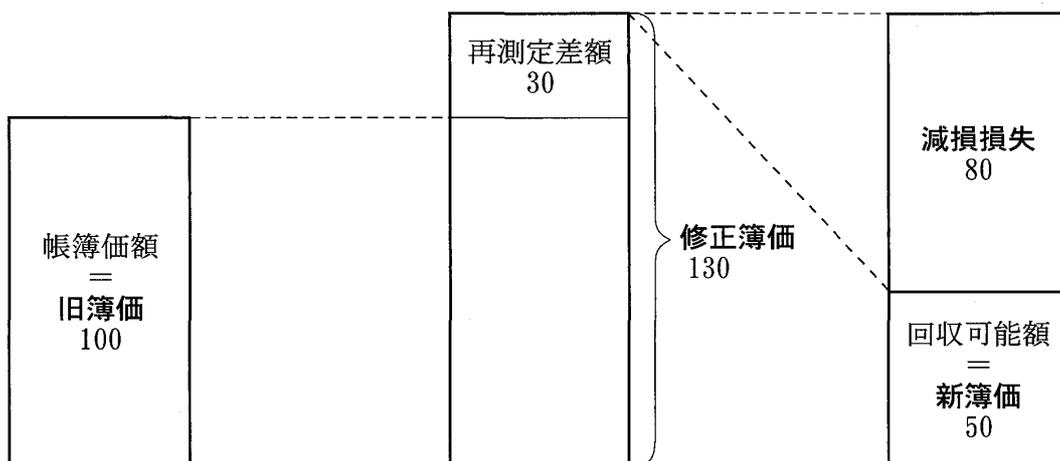
今日、利子率が変動（上昇）すると予想されるわが国にとって、上記の下線文のように、減損処

理を検討する時点の利率を用いることが、減損損失の金額を測定するにあたってその数値の正確性を向上させることは言うまでもない。リース開始当初、低い利率でもって所有権移転外FL取引のリース物件が算定され、この数値をベースに一般様式の注記にリース物件の帳簿価額が記載されている。このリース物件に対して減損処理を検討する時点で高い利率を用いると、帳簿価額それ自体が変動（減額）する。また、簡略様式の注記では支払リース料総額がリース物件の取得原価相当額になっているため、帳簿価額の変動額（減額分）は一般様式の注記のそれよりも大きくなる。つまり所有権移転外FL取引に減損会計を適用すると、図表7、図表8のように、「再測定差額」を生み出してしまうのである。

図表7 所有権移転外FL取引（オフバランス）の減損会計のイメージ —利率上昇時—



図表8 所有権移転外FL取引（オフバランス）の減損会計のイメージ —利率下落時—



図表7に示すように、利率上昇時には、リース開始当初、低い利率でもって算定された所有権移転外FL取引のリース物件の旧簿価100が、減損処理を検討する時点での高い利率を用いると旧簿価それ自体が減額され修正簿価70となる。この修正簿価70と新簿価50との差額20が減損損失になる。したがって再測定差額30は表面化しない。これに対して図表8に示すように、利率下落時には、旧簿価100が、減損処理を検討する時点での低い利率を用いると旧簿価それ自体が増額され

修正簿価130となる。この修正簿価130と新簿価50との差額80が減損損失になる。したがって再測定差額が減損損失の中に吸収されてしまう。

本論文の課題は、かかる再測定差額がいかなる会計問題を生じさせるかを考察し、これをもとに、減損会計基準がリース会計にいかなる影響を与えるか、すなわちわが国のリース会計制度にいかなる改正が必要となるかを明らかにすることである。

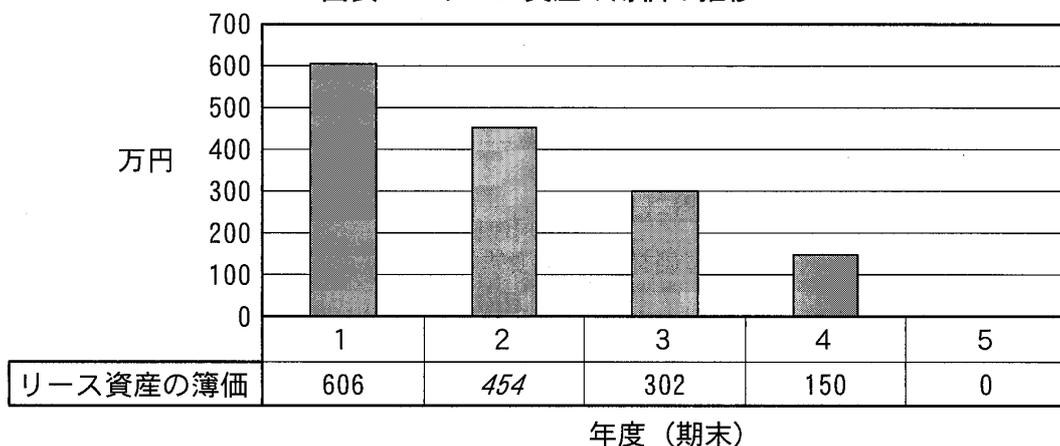
## II. 所有権移転FL取引の減損会計処理

本論文の課題の整理のために、まず所有権移転FL取引の減損会計から観察する。図表9に示すように、支払リース料総額1000万円、リース期間5年のリース物件を、所有権移転FL取引として判定し、利率10%でもってリース負債総額の現在価値を計算し、リース取引に係る支払利息を利息法をもって算定する。各年度の支払リース料から支払利息を控除してリース負債を測定する。このリース負債がリース資産の計上額となる。したがって、リース資産の合計758をベースに定額法で減価償却を行う。この結果、リース資産の簿価は1年度末606万円、2年度末454万円、3年度末302万円、4年度末150万円、5年度末0円となる。かかる簿価の推移を示したグラフが図表10である。この所有権移転FL取引の費用計上は、図表11に示すように、リース取引に係る支払利息とリース資産の取得原価をベースにした減価償却費である。

図表9 支払リース料総額1000万円：リース期間5年：利率10%の現在価値

年度(期末)	1	2	3	4	5	合計
支払リース料	200	200	200	200	200	1000
リース負債	124	137	150	165	182	758
支払利息	76	63	50	35	18	242
減価償却費	152	152	152	152	150	758
減価償却累計額	152	304	456	608	758	
リース資産簿価	606	454	302	150	0	

図表10 リース資産の簿価の推移



図表11 所有権移転F L取引（資本化処理：オンバランス）の費用

年度（期末）	1	2	3	4	5	合 計
支 払 利 息	76	63	50	35	18	242
減 価 償 却 費	152	152	152	152	150	758
費 用 合 計	228	215	202	187	168	1000

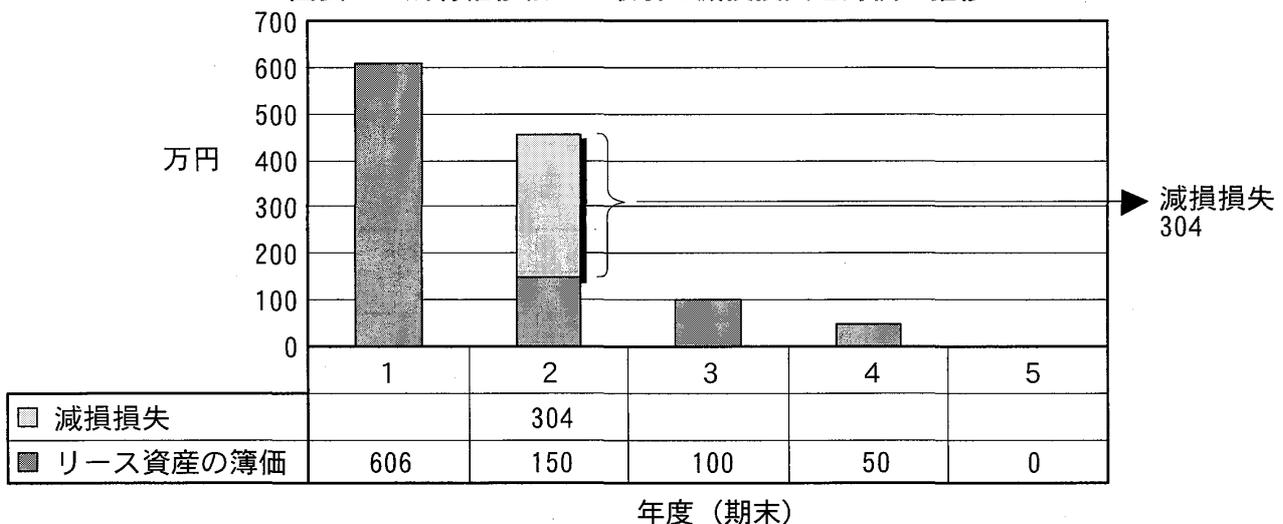
2年度の期末時点で、このリース物件に減損が発生した場合、図表12に示すように、2年度末の旧簿価454万円（図表9、10参照）を回収可能価額150万円まで減額し、その差額304万円（＝454万円－150万円）を減損損失として測定する。減損処理後は新簿価150万円をベースにして定額法で減価償却が行われるため、この減損損失は、減損処理後の減価償却費総額でもって解消される。かかる減損処理と簿価の推移を示したグラフが図表13である。

図表12 所有権移転F L取引の減損会計（2年度期末）

旧簿価(454)－回収可能価額：新簿価(150)＝減損損失(304)

年度（期末）	1	2	3	4	5	合 計
リース資産簿価	606	150	100	50	0	
減 損 損 失		304				304
支 払 利 息	76	63	50	35	18	242
減 価 償 却 費	152	152	50	50	50	454
費 用 合 計	228	519	100	85	68	1000

図表13 所有権移転F L取引の減損損失と簿価の推移



### Ⅲ. 所有権移転外FL取引の減損会計処理

前章では、リース物件に対する減損会計の基本形を見てきたが、本章ではBS本体にリース資産が計上されていない所有権移転外FL取引の減損会計を、利子率上昇時と利子率下落時に分けて、見ていくことにする。

#### 1. 利子率上昇時

前提条件は前章と同様であるが、前章は所有権移転FL取引と判定されたのに対して、本章では同一のリース取引を所有権移転外FL取引と判定されたものとして考察する。したがって、このリース取引はオフバランスになる。

図表9に示す前提条件により、リース物件の期末残高が算出される。支払リース料総額1000万円、リース期間5年のリース物件を、所有権移転外FL取引として判定し、利子率10%でもってリース負債総額の現在価値を計算し、リース取引に係る支払利息を利息法をもって算定する。図表9に示すように、各年度の支払リース料から支払利息を控除してリース負債を測定する。このリース負債がリース物件の金額とみなされる。リース物件の取得原価相当額758万円をベースに定額法で減価償却を行う。したがって、1年度末のリース物件の期末残高相当額は606万円となり、2年度末454万円、3年度末302万円、4年度末150万円、5年度末0円と推移することになるはずである。

しかし、2年度の期末時点で、このオフバランスのリース物件に減損が発生した場合、リース取引開始時点の利子率10%で計算された2年度末の簿価454万円を無視して、2年度の期末時点の利子率20%を用いて未経過リース料(800万円)の現在価値を再計算(リース負債の再測定)する。したがってリース物件の新簿価を算定することになる。

#### ①リース負債(リース物件)の再測定 ～10%→20%(2年度末以降)～

上段の数値は、リース取引開始時の利子率10%のリース負債(リース物件)の推移である。下段の数値は、2年度末に未経過リース料(800万円)を利子率20%で再計算したものである。2年度末の時点でリース負債(リース物件)が40万円(=137万円-97万円)減額される。

1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
124	137	150	165	182
124	97	116	139	167

#### ②支払利息の再計算 ～10%→20%～

上段の数値は、リース取引開始時の利子率10%のリース取引に係る支払利息の推移である。下段の数値は、2年度末に未経過リース料を利子率20%で再計算した結果の支払利息である。2年度末以降のリース取引に係る支払利息は膨らむ。

1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
76	63	50	35	18
76	103	84	61	33

## ③減価償却費の再計算 ～10%→20%～

上段の数値は、リース取引開始時の取得原価758万円(図表9参照)をベースにした減価償却費の推移である。下段の数値は、2年度末のリース物件の新しい取得原価519万円(再測定されたリース負債の合計、図表14参照)をベースにした減価償却費の推移である。2年度末以降の減価償却費は各期約20万円減額される。

1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
152	152	152	152	150
152	130	130	130	129

とはいえ、支払利息も減価償却費も注記に記載されるのみであり、所有権移転外FL取引それ自体がBS上オフバランスになっているため、図表14に示すように、毎期の費用としては支払リース料200万円が計上されるのみである。2年度末時点の利子率20%を用いて未経過リース料の現在価値を再計算(リース負債の再測定)することで、2年度末のリース物件の簿価は、旧簿価454万円(図表9)から修正簿価389万円(図表14)へと減額する。これにより再評価差額65万円(=454万円-389万円)が発生する。

図表14 減損会計適用のための現在価値(2年度以降)の修正計算

年度(期末)	未経過リース料800万円：20%の現在価値					合計
	1	2	3	4	5	
支払リース料	200	200	200	200	200	800
リース負債	124	97	116	139	167	519
支払利息	76	103	84	61	33	281
減価償却費	152	130	130	130	129	519
減価償却累計額	152	130	260	390	519	
リース物件簿価	606	389	259	129	0	

図表15に示すように、再測定差額である評価減相当額65万円を控除した修正簿価389万円を、新簿価となる回収可能価額150万円まで減額し、その差額239万円(=389万円-150万円)を減損損失として測定する。この減損損失を支払リース料をもって解消するため、リース会社には実際に現金200万円のリース料を支払ってはいるものの、会計上すなわち仕訳上の支払リース料を減額するという苦肉の会計手続きをとる。つまり、減損処理後の支払リース料を3年度末120万円(80万円減額)、4年度末120万円(80万円減額)、5年度末121万円(79万円減額)とし、減損損失239万円と同額だ

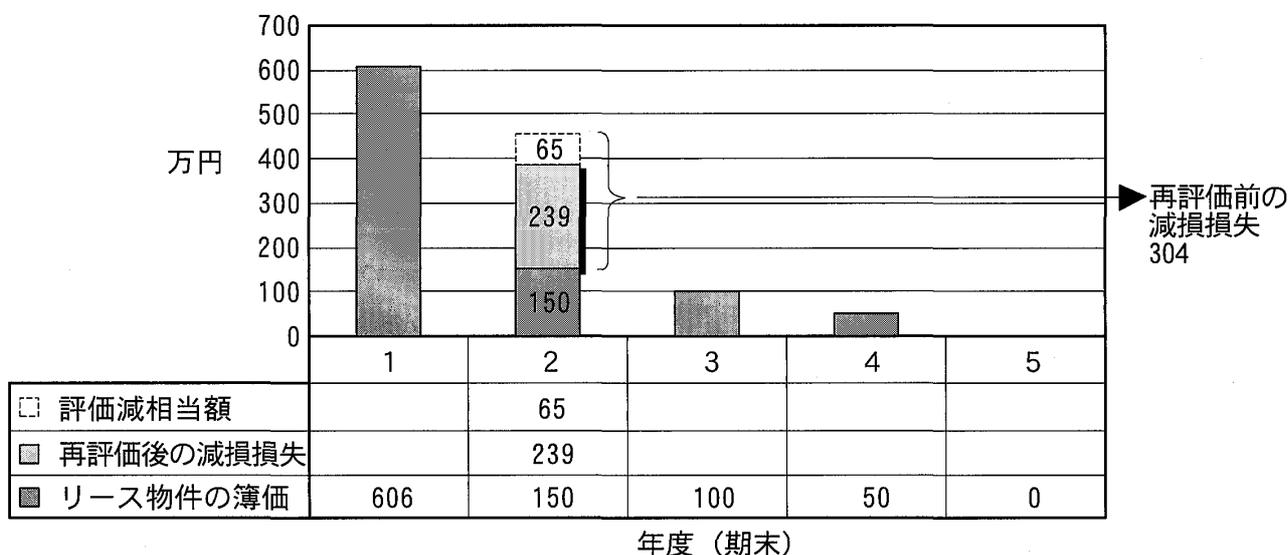
図表15 所有権移転外FL取引の減損会計 (2年度期末適用)

旧簿価 (454) - 修正簿価 (389) = 評価減相当額 (65)

修正簿価 (389) - 回収可能価額: 新簿価 (150) = 減損損失 (239)

年度 (期末)	1	2	3	4	5	合計
リース物件簿価	606	150	100	50	0	
減損損失 (評価減相当額)		239 (65)				239 (65)
支払リース料	200	200	120	120	121	761
費用合計	200	439	120	120	121	1000

図表16 所有権移転外FL取引の減損損失と簿価の推移 (利率20%)



け支払リース料を239万円 (=80万円+80万円+79万円) 減額する。かかる減損損失と減損処理後の簿価の推移を示したグラフが図表16である。

2. 利率下落時

ここでも前提条件は図表9と同じである。2年度の期末時点で、このリース物件に減損が発生した場合、この時点の利率1%を用いて未経過リース料 (800万円) の現在価値を再計算 (リース負債の再測定) する。したがってリース物件の新簿価を算定することになる。

①リース負債 (リース物件) の再測定 ~10%→1%~

上段の数値は、リース取引開始時の利率10%のリース負債 (リース物件) の推移である。下段の数値は、2年度末に未経過リース料 (800万円) を利率1%で再計算したものである。2年度末の時点でリース負債が55万円 (=192万円-137万円) 増額される。

1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
124	137	150	165	182
124	192	194	196	198

## ②支払利息の再計算 ～10%→1%～

上段の数値は、リース取引開始時の利子率10%のリース取引に係る支払利息の推移である。下段の数値は、2年度末に未経過リース料を利子率1%で再計算した結果の支払利息である。2年度末以降のリース取引に係る支払利息は激減する。

1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
76	63	50	35	18
76	8	6	4	2

## ③減価償却費の再計算 ～10%→1%～

上段の数値は、リース取引開始時の取得原価758万円（図表9参照）をベースにした減価償却費の推移である。下段の数値は、2年度末のリース物件の新しい取得原価780万円（再測定されたリース負債の合計、図表17参照）をベースにした減価償却費の推移である。2年度末以降の減価償却費は各期約40万円増額される。

1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
152	152	152	152	150
152	195	195	195	195

2年度末時点の利子率1%を用いて未経過リース料の現在価値を再計算（リース負債の再測定）することで、2年度末のリース物件の簿価は、旧簿価454万円（図表9）から修正簿価585万円（図表17）へと増額する。これにより再評価差額131万円（=585万円-454万円）が発生する。

図表18に示すように、再測定差額である評価増相当額131万円を含んだ修正簿価585万円を、新簿価となる回収可能価額150万円まで減額し、その差額435万円（=585万円-150万円）を減損損失として測定する。この減損損失を支払リース料をもって解消するため、リース会社には実際に現金200万円のリース料を支払ってはいるものの、会計上すなわち仕訳上の支払リース料を減額するという

図表17 減損会計適用のための現在価値（2年度以降）の修正計算

年度（期末）	1	未経過リース料800万円：1%の現在価値				合計
		2	3	4	5	
支払リース料	200	200	200	200	200	800
リース負債	124	192	194	196	198	780
支払利息	76	8	6	4	2	20
減価償却費	152	195	195	195	195	780
減価償却累計額	152	195	390	585	780	
リース物件簿価	606	585	390	195	0	

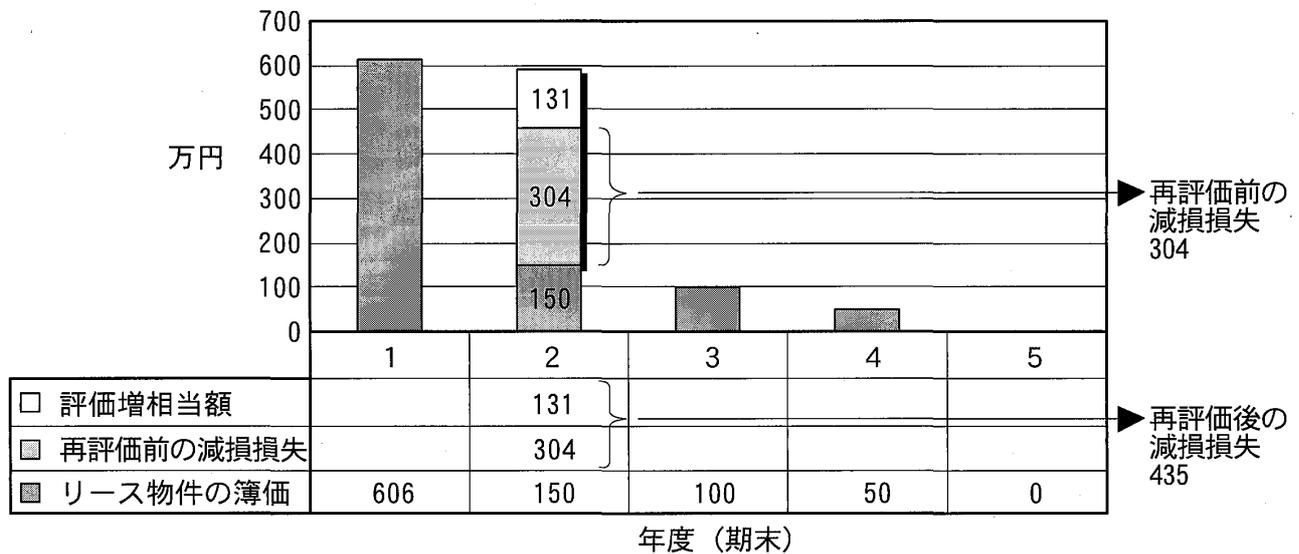
図表18 所有権移転外FL取引の減損会計 (2年度期末適用)

旧簿価 (454) - 修正簿価 (585) = 評価増相当額 (131)  
 修正簿価 (585) - 回収可能価額 : 新簿価 (150) = 減損損失 (435)

年度 (期末)	1	2	3	4	5	合計
リース物件簿価	606	150	100	50	0	
本来の減損損失		304				304
評価増相当額		131				131
支払リース料	200	200	55	55	55	565
費用合計	200	635	55	55	55	1000

再評価後  
減損損失  
435

図表19 所有権移転外FL取引の減損損失と簿価の推移 (利率1%)



苦肉の会計手続きをとる。つまり、減損処理後の支払リース料を3年度末55万円 (145万円減額)、4年度末55万円 (145万円減額)、5年度末55万円 (145万円減額) とし、減損損失435万円と同額だけ支払リース料を435万円 (=145万円+145万円+145万円) 減額する。かかる減損損失と減損処理後の簿価の推移を示したグラフが図表19である。

IV. オフバランス問題と所有権移転外FL取引の終焉

II章で見てきたように、所有権移転FL取引は、一般の固定資産と同様に、取得原価にもとづいた旧簿価を、新簿価である回収可能価額まで減額しその差額を減損損失として測定する。これに対して、III章で見てきたように、わが国特有の所有権移転外FL取引は、注記に記載されているリース物件の期末残高相当額 (旧簿価) を無視して、再測定 of 修正簿価を、新簿価である回収可能価額まで減額しその差額を減損損失として測定する。これはBS本体にリース資産が計上されていないことに起因している。また、所有権移転FL取引は、一般の固定資産と同様に、新簿価をベースに

した減価償却費でもって減損損失を解消する。これに対して、わが国特有の所有権移転外FL取引は支払リース料でもって減損損失を解消する。これもBS本体にリース資産が計上されていないことに起因している。

そして、所有権移転FL取引は、減損損失を解消する相手勘定が減価償却費であるため、一般の固定資産と同様に償却性資産であれば解消できるが、非償却性資産である土地に発生した減損損失は解消できない。これに対して、所有権移転外FL取引は、減損損失を解消する相手勘定が支払リース料であるため、償却性資産・非償却性資産を問わず減損損失を解消することとなる。減損会計の主対象が非償却性資産の土地であるため<sup>(13)</sup>、土地に対する減損損失解消の有無は、所有権移転FL取引と所有権移転外FL取引の間に大きな不整合性を残すことになる。また、所有権移転FL取引の減損処理は一般の固定資産のそれと全く同じであるが、所有権移転外FL取引の減損処理は、BS本体にリース資産が計上されていないがゆえに、修正簿価を算定するという極めて特異な会計処理となっている。

修正簿価は、減損時点の利率で未経過リース料の現在価値を求め、これを合算してリース物件の修正簿価として算定される。したがって、リース開始当初の利率と減損時点の利率が異なれば、旧簿価と修正簿価は必然的に異なる。いわゆる再測定差額が発生する。バブル経済崩壊後の低利率時に借り受けたリース物件には、利率の引き上げが見込まれる今日、〔旧簿価>修正簿価〕の関係が成り立つ。つまり、注記に記載されているリース物件の期末残高に評価減を認めることとなる。逆に、高利率であったバブル経済期に借り受けた長期リース物件には、利率下落という反対の事態が発生し、〔旧簿価<修正簿価〕の関係が成り立ち、リース物件の期末残高に評価増を認めることとなる。

再測定差額はストックであり、支払リース料はフローである。長期的に見ればストックがフロー計算の中で解消する。しかし、再測定差額が評価減として発生した場合は、この金額はどこにも明らかにされず、評価減の事実は財務情報としてどこにも開示されない。言い換えれば、表面化しないこの評価減の存在が財務諸表を極めて不透明にするうえ、評価減の隠蔽は粉飾決算にもつながるものである。これに対して、再測定差額が評価増として発生した場合は、この金額は修正簿価に加算され、減損損失の中に吸収され、結局この金額の分だけ減損損失が増額されるのである。つまり、固定資産評価増という特別利益の増加が、減損損失増という特別損失の増加になるという大きな会計矛盾が生じる。

わが国特有の所有権移転外FL取引に減損会計を適用した時のかかる会計矛盾は、繰り返しになるが、BS本体にリース資産がオフバランスになっていることに起因する。これは、わが国のリース会計基準がリース資産をBS本体に計上しないことに拘泥するあまり、注記に記載されているオフバランス並みのリース会計情報に重要性を認めず、リース物件の期末残高の数値を無視して、リ

ース物件を再測定するために発生するものである。したがって、一般の固定資産の減損会計および所有権移転FL取引の減損会計と整合性を持たせようとするならば、所有権移転外FL取引は、注記に記載されているリース物件の情報をもとに、この会計情報にオンバランスと同等の重要性を認め、この数値にもとづいて減損会計を適用するか、もしくはわが国特有の所有権移転外FL取引それ自体を廃止してしまうかのいずれしかないのである。

## V. おわりに

本論文は、拙稿「減損会計基準がリース会計に与える影響(1)」(『旭川大学紀要』第57・58合併号、2004年12月)および「同(2)」(『同紀要』第59号、2005年6月)の続編であり、各先行論文の結論として位置づけられる。

わが国のリース会計制度は、アメリカ会計基準および国際会計基準と異なり、オフバランスの所有権移転外FL取引を導く例外規定を設け、これを補うためにオンバランス並みの注記情報を義務づけた。これが問題の発端である。所有権移転外と言えども専有的に使用しているリース物件であるため、これに減損が生じた場合、所有権移転FL取引と均衡をもたせる必要が生じた。そこで、わが国ではオフバランスになっているリース資産の減損会計処理を考案したのである。そもそも減損会計は将来の収益性を満たせなくなった固定資産の減額処理である。しかし、所有権移転外FL取引の減損処理は、リース資産がオフバランスになっているがゆえに、苦肉の「負債増額処理」となった。したがって、BS上に貸借差額を生ぜしめるために「リース資産減損勘定」という引当計上が必要になった。この勘定科目の登場によりBS本体に所有権移転外FL取引の片鱗を見せることとなったのである。以上が第一論文の主張である。

減損会計が導入される以前は、固定資産に減損が生じた場合、わが国では減価償却方法を定額法から定率法へ変更するか耐用年数を短縮するかで対応してきたが、非償却性資産である土地に減損が生じた場合は手の打ちようがなかった。そこでわが国にも減損会計が導入された。減損損失は帳簿価額が回収可能価額(割引後将来CF総額か正味売却価額の高い方の金額)を上回る場合、その差額として測定される。減損会計は取得原価にもとづいた帳簿価額を減損処理のスタートに据え、この帳簿価額を変動させることはない。もしも帳簿価額を変動させると、減損損失の金額に信憑性がなくなるためである。したがって、一般の固定資産(のれんや共用資産も含む)に減損会計を適用する場合、帳簿価額を変動させることはない。しかし、所有権移転外FL取引に減損会計を適用する場合は、注記にリース物件の期末残高が記載されているにもかかわらず、リース資産がBS本体に計上されていないという理由から帳簿価額を再測定するのである。したがって、本来の帳簿価額(旧簿価)と修正簿価との間に再測定差額が生じることとなる。そして、この修正簿価が回収可能価額を上回る場合、その差額を所有権移転外FL取引の減損損失として測定する。リース物件の

帳簿価額を再測定するということはフレッシュ・スタート法の導入の先駆けにはなるが、この再測定差額が会計の理論矛盾を生じさせる原因となったのである。以上が第二論文の主張である。

所有権移転F L取引は、取得原価にもとづいた旧簿価を、新簿価である回収可能価額まで減額しその差額を減損損失として測定する。これに対して、所有権移転外F L取引は、注記に記載されているリース物件の期末残高を無視して、再測定された修正簿価を、新簿価の回収可能価額まで減額しその差額を減損損失として測定する。そして、所有権移転F L取引は新簿価をベースにした減価償却費をもって減損損失を解消するが、所有権移転外F L取引は支払リース料をもって減損損失を解消する。したがって、所有権移転F L取引は解消する相手勘定が減価償却費であるため非償却性資産である土地の減損損失を解消できないが、所有権移転外F L取引は支払リース料と解消するため償却性資産・非償却性資産を問わず減損損失を解消できる。土地に対する減損損失解消の有無は、所有権移転F L取引と所有権移転外F L取引の間に大きな不整合性を残すことになる。これらはすべてB S本体にリース資産が計上されていないことに起因している。リース開始当初の利子率と減損時点の利子率が異なれば、旧簿価と修正簿価は必然的に異なる。いわゆる再測定差額が発生する。利子率上昇時には〔旧簿価>修正簿価〕の関係が成り立ち、注記に記載されているリース物件の期末残高に評価減を認めることとなる。逆に利子率下落時には〔旧簿価<修正簿価〕の関係が成り立ち、リース物件の期末残高に評価増を認めることとなる。再測定差額が評価減として発生した場合は、この金額はどこにも明らかにされず、評価減の事実は財務情報として開示されない。したがって、この評価減の隠蔽は粉飾決算につながる。再測定差額が評価増として発生した場合は、この金額は減損損失の中に吸収され、結局この金額の分だけ減損損失が増額されるのである。つまり、固定資産評価増という特別利益の増加が、減損損失増という特別損失の増加になるという大きな会計矛盾が生じる。かかる会計問題は、所有権移転外F L取引がB S本体にオフバランスになっていることに起因する。以上が本論文の主張である。

F L取引でありながらB S本体にオフバランスになるという、わが国特有の所有権移転外F L取引に内包する矛盾が、減損会計を適用することで誰の目にも明らかになった。この矛盾は、リース資産をB S本体に計上しないことに拘泥するあまり、注記に記載されているオンバランス並みのリース会計情報に重要性を認めず、この数値を無視して、リース物件を再測定するために発生するものである。したがって、所有権移転外F L取引の減損会計と、一般の固定資産および所有権移転F L取引の減損会計との間に整合性を持たせようとするならば、所有権移転外F L取引は、注記に記載されているリース会計情報をもとに、この会計情報にオンバランスと同等の重要性を認め、この数値にもとづいて減損会計を適用するか、もしくはわが国特有の所有権移転外F L取引それ自体を廃止してしまうかのいずれしかないのである。前者の場合は所有権移転外F L取引の会計情報を注記に記載する必要がなくなり、B S本体に計上すべきことを意味する。後者の場合はリース物件の

所有権が移転するか移転しないかという判定自体が必要でなくなり、アメリカ会計基準や国際会計基準と同じように、オフバランス（賃貸借処理）のOL取引とオンバランス（資本化処理）のFL取引の二本でことが足りるようになる。拙稿「減損会計基準がリース会計に与える影響（1）」「同（2）」「同（3）」の三つの論文を通して一貫して指摘してきたことは、わが国特有の所有権移転外FL取引のオンバランス化である。そもそも、わが国特有の所有権移転外FL取引の存在それ自体が、アメリカ会計基準および国際会計基準と不調和になっている。減損会計が強制適用された今日、アメリカ会計基準および国際会計基準と調和するように、わが国のリース会計基準の改正が切迫していると主張するものである<sup>(14)</sup>。

(完)

(1) FASB, SFAS13-*Accounting for Leases*, Nov. 1976.

(2) IASC, IAS17-*Leases*, Dec. 1997 (revised 1997).

(3) 企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(1993年6月) および日本公認会計士協会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(1994年1月)。

(4) 所有権移転外FL取引の期末残高相当額の有形固定資産に対する比率

対有形固定資産比率	企業数	構成比	
～ 5%	1220社	60.9%	計81.4%
5% ～ 10%	410社	20.5%	
10% ～ 20%	211社	10.5%	
20% ～ 30%	65社	3.2%	
30% ～ 40%	32社	1.6%	
40% ～ 50%	19社	0.9%	
50% ～ 60%	5社	0.2%	
60% ～ 70%	5社	0.2%	
70% ～ 80%	6社	0.3%	
80% ～ 90%	4社	0.2%	
90% ～ 100%	4社	0.2%	
100%	21社	1.0%	
	2002社	100.0%	

出所) 企業会計基準委員会『所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告』(2004年3月) の2(2)より引用。

(5) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(2002年8月) および企業会計基準委員会「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(2003年10月)。

(6) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」四4。

(7) 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」では、負債の勘定科目として、リース資産に分配された減損損失に重要性のある場合には、負債の部において「リース資産減損勘定」等適当な科目をもって計上することになっている(60項)。

(8) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」の「固定資産の減損に係る会計基準注解」(注12)。

(9) 前掲注(6)、四4。

(10) FASB, SFAC 7 -*Using Cash Flow Information and Present Value Accounting Measurements*, Feb. 2000.

(11) 「減損会計基準では、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているリース資産について、減損処理を検討するにあたって帳簿価額とみなされる金額は、重要性が低い場合を除き、リース資産の取得原価相当額と減価償却累計額相当額によって算定するのではなく、未経過リース料の現在価値によるとしている」(前掲注(7) 144

項）。

- (12) 同上、144項。
- (13) 早川豊・米山祐司・吉田勝弘・久保淳司・宮川昭義『新企業会計』同文館出版、2005年、54頁。
- (14) 本論文の最終校正の段階で、企業会計基準委員会が「リース取引に関する会計基準（案）」と同「適用指針（案）」を公表した。これによれば、所有権移転外FL取引について、現行基準の例外処理とされている「賃貸借処理（オフバランス処理）」を廃止して、「資本化処理（オンバランス処理）」の一本化にするとのことである。